

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により，令和2年1月29日付けで提出された「元京都市立植柳小学校跡地活用事業に係る配慮書案」について，令和2年4月20日付けで条例第13条第1項の規定に基づく環境配慮の観点からの市長意見を述べましたので，同条第3項の規定に基づき，次のとおり公告するとともに，市長意見及び条例第12条に規定する見解書を縦覧に供します。

令和2年4月28日

京都市長 門川 大作

## 1 事業者の名称及び代表者名等

### (1) 事業者の名称

安田不動産株式会社

### (2) 代表者名

代表取締役社長 中川 雅弘

### (3) 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田錦町二丁目11番地

## 2 対象事業の計画の名称，種類及び規模

### (1) 名称

元京都市立植柳小学校跡地活用事業

### (2) 種類

建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

### (3) 規模

延べ面積 約17,163㎡

### 3 事業実施想定区域

京都市下京区西洞院通花屋町下る西洞院町466番

### 4 環境配慮の観点からの市長意見等の縦覧の場所、期間、時間及び内容

#### (1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階

#### (2) 縦覧の期間

令和2年4月28日から同年5月27日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

#### (3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

#### (4) 縦覧内容

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから閲覧することができます。

[URL](https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000268778.html) <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000268778.html>

(環境政策局環境企画部環境管理課)